

住民税非課税・均等割のみ課税 世帯への給付金（10万円）

-住民税非課税及び均等割のみ課税世帯物価高騰対応重点支援金-

給付金額

1世帯あたり10万円

支給時期

令和6年7月下旬から順次支給予定
書類到着後、振込まで1か月程度

対象世帯

令和6年6月3日時点で久慈市に住民登録があって、世帯全員が
令和6年度住民税「**均等割非課税**」または「**均等割のみ課税**」で
構成される世帯

注) 次に該当する世帯は**対象外**になります。

- ・令和5年度に住民税非課税世帯支援金（7万円）または住民税均等割のみ課税世帯支援金（10万円）の支給対象となった世帯（未申請・辞退含む）
- ・世帯全員が住民税課税者の扶養になっている世帯
- ・既に他の自治体で同趣旨の給付金を受領した世帯

手続き

確認書が届いた世帯

- 令和6年7月8日より順次、確認書を発送します。
- 必要事項を記入し、必要な添付書類と併せて同封の返信用封筒で返送してください。
- 確認書の提出期限：**令和6年10月31日（木）**

申請書の提出が必要な世帯（対象と思われるが、確認書が届かない世帯）

（例：令和5年12月2日以降に久慈市に転入した方がいる世帯、令和6年6月3日以降に税の修正申告を行い対象条件に該当となった世帯、基準日以降に児童を連れて世帯主と離婚した世帯など）

- 申請書の提出が必要です。必要事項を記入し、必要な添付書類と併せて社会福祉課に提出してください。（申請書は社会福祉課窓口か市のホームページで入手できます。）
- 申請書の提出期限：**令和6年10月31日（木）**

「振り込め詐欺」「個人情報の詐取」にご注意を！

自宅や職場などに、久慈市や国・県職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、市役所や警察署、警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。



久慈市社会福祉課 給付金窓口

TEL 0194-52-2119

受付時間 平日9:00～17:00